

66 たて編ニット生地製造職種(たて編ニット生地製造作業)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>編立て仕様書に基づき、たて編機(コンパウンドニードル搭載のもの。)を使用し、たて編ニット生地を編立て製造する作業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)たて編ニット生地製造作業 ①たて編機(コンパウンドニードル搭載のもの。)及び装置の運転及び取扱い作業 1.たて編機の運転作業 2.糸切れ検知装置の取扱い作業 3.テンション装置の取扱い作業 4.送出し・巻取り装置の取扱い作業 5.柄出し装置の取扱い作業 6.編成部装置の取扱い作業 ②編立て作業 1.編地の規格確認作業 2.編糸の仕掛け作業 3.編出し作業 4.編成作業 ③品質管理・検査・補修作業 1.製品の流し方及び運搬作業 2.検査(見回り作業を含む。)作業 3.数量管理及び品質管理作業 4.編地の補修(編きず対策を含む。)作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③たて編ニット生地製造職種に必要な整理整頓作業 ④たて編ニット生地製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①ビームの管理及び取扱い作業 ②原糸の管理及び取扱い作業 ③原糸、ビームの運搬作業 ④整経機の運転作業 ⑤整経機への糸掛け、糸結び作業 ⑥整経時の糸切れ処理作業 ⑦整経時のテンション測定確認作業 ⑧機械・器工具の管理及び取扱い作業 ⑨機械準備・調整作業 ⑩簡易染色補助作業 ⑪機台清掃作業 (2)周辺作業 ①機械保全補助作業 ②ニット生地の包装・出荷作業 ③工場内清掃作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)繊維の種類による素材(材料) 一つ以上必ず使用すること。 1.植物繊維 2.動物繊維 3.合成繊維 4.半合成繊維 5.再生繊維</p>	<p>(2)たて編糸の種類による素材(材料) 一つ以上必ず使用すること。 1.フィラメント糸 2.紡績糸 3.加工糸 4.弾性糸</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械等 1.から4.のうちコンパウンドニードル搭載のものを一つ以上必ず使用し、5.は必要に応じて使用すること。 1.シングルトリコット編機 2.シングルラッセル編機 3.ダブルトリコット編機 4.ダブルラッセル編機 5.整経機 ②装置等 必要に応じて使用すること。 1.編成部装置 2.巻取り装置 3.柄出し装置 4.糸切れ検知装置 5.テンション装置 6.たて糸送出し装置 7.駆動装置 8.クリールスタンド(整経に必要な本数の糸を仕掛ける台) ③器工具及び計測器等 必要に応じて使用すること。 1.ハンマ 2.スパナ 3.六角レンチ 4.ニードルペンチ 5.ドライバ 6.はさみ 7.おさ通し用具 8.ルーペ 9.ルノメータ(編地密度測定器) 10.スケール 11.タコメータ(回転速度計) 12.すきまゲージ 13.ノギス 14.糸長計(いとちょうけい:編機の給糸長さの計測器) 15.ダイヤルゲージ 16.テンションメータ 17.硬度計</p>	

製品の例	<ul style="list-style-type: none"> 1.シングルトリコット生地 2.シングルラッシュエル生地 3.ダブルトリコット生地 4.ダブルラッシュエル生地
移行対象職種・作業とはならない作業例	<ul style="list-style-type: none"> 1.たて編以外のニット生地製造作業 2.対象機械等(上記の使用する機械、設備、器工具等の①の1.から4.)以外のたて編機によるたて編ニット生地製造作業 3.ニット製品縫製作業 4.綱・網地製造作業 5.タオル・毛布製造作業 6.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合